

文京区地球温暖化対策地域推進計画 －地方公共団体実行計画（区域施策編）－

素案

目 次

第1章 計画の理念	1
第2章 文京区と文京区を取り巻く気候変動対策の動向	1
1 計画見直しの背景	1
2 国際的動向	2
3 国及び東京都の動向	5
4 文京区の状況	11
第3章 計画の枠組み	14
1 目的	14
2 計画の位置づけ	14
3 計画期間	15
4 対象とする地域・温室効果ガス	15
5 部門の設定	16
第4章 計画の方向性・目標	17
1 計画の方向性	17
2 クールアース文京都市ビジョン	18
3 目標設定の考え方	20
4 二酸化炭素排出量の削減目標	20
5 再生可能エネルギーの導入目標	22
第5章 文京区における行動計画（アクションプラン）	23
1 施策体系	23
2 アクションプラン	24
第6章 計画の進行管理	42
1 推進体制	42
2 計画の進行管理	43

第1章 計画の理念

地球温暖化が進むと、気温が上昇するだけでなく地球全体の気候が大きく変化します。既に世界各地で、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加等、さまざまな影響が現れています。人々の生活、自然環境、社会、経済にも重大な問題を引き起こしています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨等の気候変動によるリスクはさらに高まることが予測されており、気候変動への対策を適切に行っていかなければ、地球環境のバランスが崩れ、未来の地球上に、今のように住み続けることができなくなる可能性が出てきます。

地球温暖化その他の気候変動に対処し、区民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために、温室効果ガス*の排出削減等対策に取り組むとともに、さまざまな影響に備え、回避・軽減を図る適応策*にも、適切に取り組む必要があります。

このような背景の中、区においては、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、将来世代が生きていく環境を持続していくため、暮らしの中での身近な環境への取組から地球全体の環境までを意識して、地域一丸となって地球温暖化対策を推進していきます。

第2章 文京区と文京区を取り巻く気候変動対策の動向

1 計画見直しの背景

文京区では、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的として、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地域推進計画」という。）を2020（令和2）年3月に改定しました。

地域推進計画改定後の大きな国際的動向として、2021年5月に開催された「G7気候・環境大臣会合」では、全てのG7メンバーが2050年カーボンニュートラル及びこれと整合し大幅に強化された2030年目標にコミットした上で、全ての国、特に他の主要な排出国に対し、NDC（国が決定する貢献）を強化するよう要請されました。

我が国では、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度において温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが2021年4月に表明されました。それらを踏まえて、地球温暖化対策推進本部により「日本のNDC（国が決定する貢献）」が決定され、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。さらに、2023年には「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）が閣議決定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが一層加速しています。

東京都では「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を2021年に策定し、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減（2000年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を

50%程度まで高めることができます。これらの目標達成に向け、新築住宅への太陽光発電システムの設置を2025年4月から義務化する制度が創設されるなど、再生可能エネルギー導入に向けた具体的な取組が急速に進んでいます。

本年度は計画期間（2020～2030年度）の中間年度に当たることから、これまでの地域推進計画の進捗状況、区民・団体、事業者の地球温暖化対策に関する取組状況や課題の整理等を行い、計画の目標や取組を更新し、地域推進計画の見直しを行います。

2 國際的動向

(1) 世界における気候変動の現状

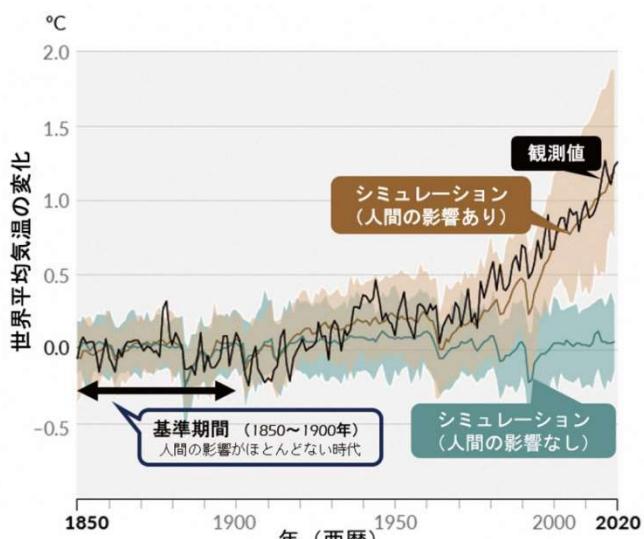
気候変動の影響は、地球規模での平均気温の上昇や海面水位の上昇、大雨の頻度や強度の増加、干ばつの増加など、世界中様々なところで現れています。2023（令和5）年は、記録的な高温となり、同年7月には、グーテレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」という言葉で、警告しました。気候変動は、国境を越えて社会、経済、人々の生活に影響を及ぼす問題であり、国際社会の一一致団結した取り組みが不可欠です。

2018（平成30）年10月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）により公表された「1.5°C特別報告書」*では、将来の世界の平均気温上昇が1.5°Cを大きく超えないようにするために、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロになっている必要があると示されています。

さらに、2019（令和元）年には、IPCCの「土地関係特別報告書」、「海洋・雪氷圏特別報告書」が公表され、気候変動の進行の状況や、その対策の重要性・緊急性について報告されています。「土地関係特別報告書」では、気候変動は、食料、生態系サービスの供給等、人間にとって欠かせない土地に対して追加的なストレスを生み、生計、生物多様性、人間の健康及び生態系の健全性、インフラ、並びに食料システムに対する既存のリスクを悪化させる可能性が高いとされており、食品ロスや廃棄物の削減に取り組むこと等により、持続可能な土地利用管理を行うとともに、あらゆる部門からの温室効果ガス*排出量を削減する必要性が示されています。

「海洋・雪氷圏特別報告書」では、世界全体の海洋が、ほぼ確実に1970（昭和45）年より弱まるうことなく昇温していることが報告されており、高排出シナリオ*(RCP8.5)では、海面水位は年間数センチメートルを超える速度で上昇し、その結果今後数世紀にわたって数メートル上昇すると予測されています。

図1 1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化



IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 図 SPM.1(b) に加筆

(2) 国際的な取組の進展

1) 2030 アジェンダ

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2015（平成 27）年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されました。2030 アジェンダでは、発展途上国への開発協力だけでなく、先進国も自らの国内における課題への取組を強化し、国際社会全体として、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、取り組んでいくことが必要とされ、経済・社会・環境の 3 つの側面を調和する考え方が示されました。

SDGs は、2030 アジェンダに掲げられた国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。これらのゴール・ターゲットには、「ゴール 13：気候変動に具体的な対策を」を始めとし、気候変動対策との関わりが深いものが含まれています。SDGs は、政府や自治体だけでなく、民間企業においても取り組む気運が国内外で高まっています。



出典) 国際連合広報センター ホームページ

図 2 SDGs の 17 のゴールのロゴ



表 1 SDGs の 17 のゴール

SDGs のゴール		
ゴール 1 貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
ゴール 2 飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
ゴール 3 健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
ゴール 4 教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する	
ゴール 5 ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う	
ゴール 6 水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
ゴール 7 エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	
ゴール 8 雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する	
ゴール 9 インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	
ゴール 10 不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する	
ゴール 11 安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する	
ゴール 12 持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する	
ゴール 13 気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
ゴール 14 海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する	
ゴール 15 生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する	
ゴール 16 法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る	
ゴール 17 パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

出典) 平成 30 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）より作成

2) パリ協定

気候変動に関する国際連合枠組条約第 21 回締約国会議（COP*21）において採択されたパリ協定*は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準と比べて 2℃より十分に下回るよう抑えること、並びに 1.5℃までに制限するための努力を継続するという緩和に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靭性を高めるという適応も含め、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する目的を掲げています。

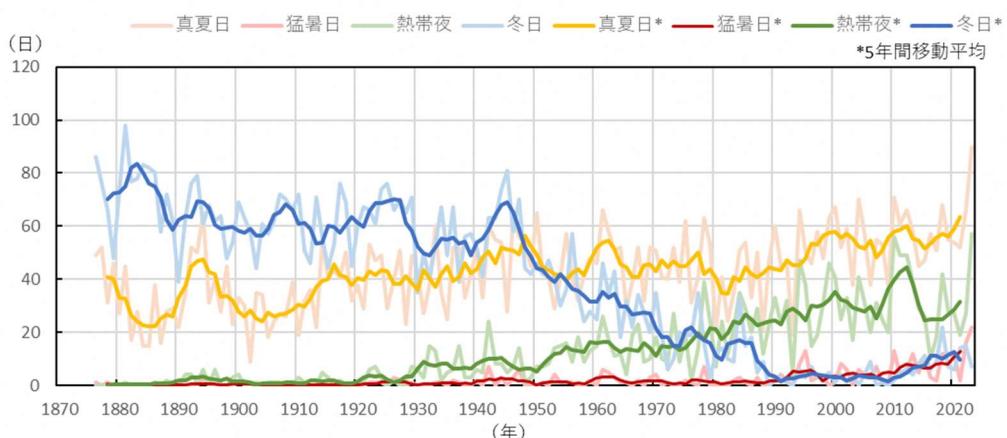
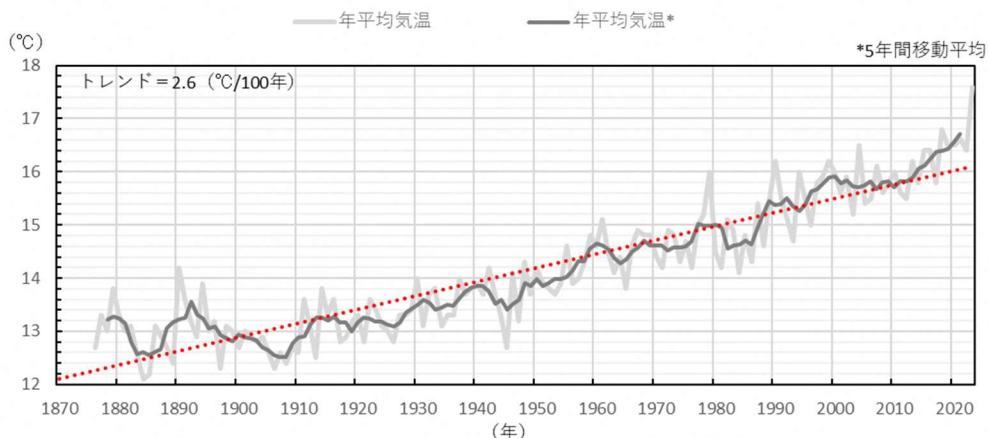
2018（平成 30）年開催の国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）では、パリ協定を運用するための、全ての国に共通して適用される実施指針が採択されました。これは、2020（令和 2）年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法、各国の温室効果ガス*排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度、資金支援の見通しや実績に関する報告方法等について規定するもので、世界全体で気候変動対策を進めていく上で重要なルールとなるものです。

3 国及び東京都の動向

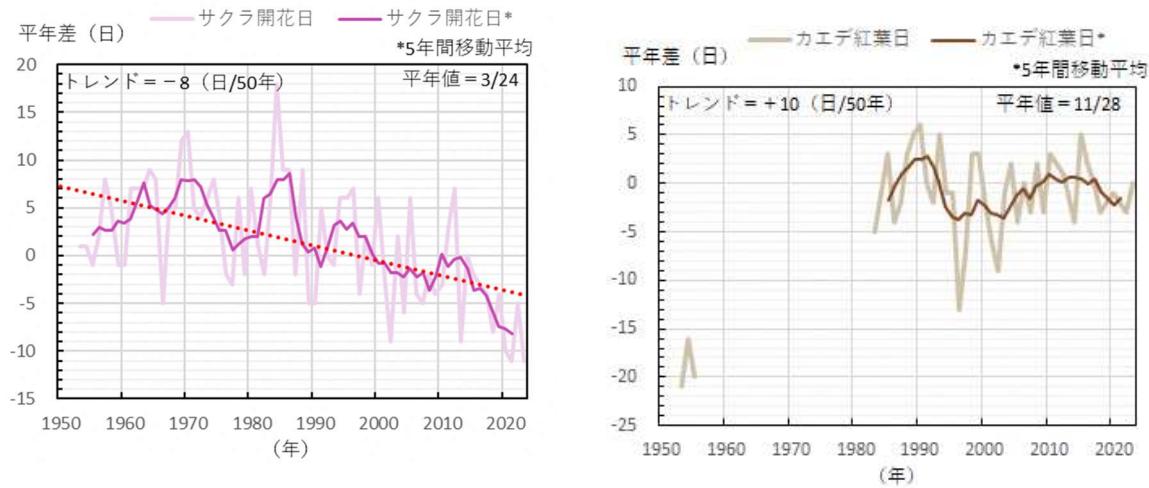
(1) 国内における気候変動の現状

日本の平均気温は、長期的には 100 年あたり 1.35°C の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降高温となる年が多くなっています。東京の年平均気温も 100 年あたり 2.6°C の割合で上昇しており、真夏日・猛暑日・熱帯夜が発生しやすくなっています。

また、近年、気象災害をもたらす大雨・短時間強雨が頻発化する背景には、自然変動の影響による異常気象に加え、地球温暖化の影響があると考えられています。わが国でも、「平成 30 年 7 月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和 2 年 7 月豪雨」をはじめ、毎年のように豪雨災害による被害が生じています。



東京管区気象台の観測によるサクラの開花日とカエデの紅葉日の経年変化では、サクラの開花は早まる傾向が現れていますが、50 年当たり約 8 日早くなっている一方、カエデの紅葉は遅れる傾向が現れていますが、50 年当たり約 10 日遅くなっています。このような自然生態系の変化も実際に観測されており、今後、さまざまな影響が出てくることが懸念されます。



出典)「生物季節観測の情報」(気象庁)より作成

図 5 東京管区気象台のサクラ開花日・カエデ紅葉日の経年変化

気候変動の影響と考えられる自然災害の事例としては、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」、「平成 30 年 7 月豪雨」、「平成 30 年 台風第 21 号・第 24 号」等、近年、国内でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測されており、広い範囲にわたる甚大な被害や影響が報告されています。また、東京都内の熱中症救急搬送人員数は、コロナ禍の影響で一時的に少ない時期があったものの、2018（平成 30）年度以降は高い水準で推移しています。今後、気温が上昇するにつれて、このような極端な気象現象がさらに増加し、産業・経済活動や人々の生活へさまざまな影響が及ぶ可能性が懸念されています。



出典) 热中症情報(総務省消防庁)、夏の热中症死亡者数の状況(東京都)より作成

図 6 東京都の熱中症救急搬送人員数、夏の熱中症死亡者数

(2) 気候変動対策に関する国及び東京都の取組

1) 日本のCO₂排出量削減に対する目標

国の「地球温暖化対策計画」は、「2050年カーボンニュートラル」宣言、2021年（令和3）4月に表明された「2030年度の温室効果ガス排出46%削減（2013年度比）、さらに50%削減の高みを目指す」という野心的な削減目標の実現に向けて、2021（令和3）年10月、計画を改定しています。主な対策・施策としては、地域に裨益する再生可能エネルギーの拡大、住宅や建築物への適合義務付けの拡大、2050年に向けたイノベーション支援、データセンターの30%以上省エネ化に向けた研究開発・実証支援、分野別横断的取組として、2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」創出などが示されました。

表2 「地球温暖化対策計画」の各部門の排出量の目安

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位:億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のため適切にカウントする。				-

出典) 地球温暖化対策計画概要(環境省)

2) 地域脱炭素ロードマップ

2021（令和3）年6月の国・地方脱炭素実現会議で示された「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」では、脱炭素の基盤となる重点対策として、8つの対策が整理され、国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより協力することが示されています。

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ(再エネ電気×EV/PHEV/FCV)
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

3) エネルギー需給の見通し

2021（令和3）年10月に策定された第6次エネルギー基本計画は、2021年（令和3）4月に表明された「2030年度の温室効果ガス排出46%削減（2013年度比）、さらに50%削減の高みを目指す」という野心的な削減目標の実現に向けて、エネルギー政策の道筋を示したものとなっています。2030年度の新たな削減目標をふまえ、徹底した省エネや非化石エネルギーの拡大を進める上で、需給両面におけるさまざまな課題の克服を野心的に想定した場合、どのようなエネルギー需給の見通しとなるのかも示されました。

見通しで示された2030年度の再生可能エネルギー導入量は、足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3,130億kWhの実現を目指す（政策対応強化ケース）こととしています。その上で、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3,360～3,530億kWh程度（電源構成では36～38%）の再エネ導入を目指すこととされています。

4) 東京都の取組

■ゼロエミッション東京戦略

2021（令和3）年1月、東京都は、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで引き上げることを表明しました。さらに、2021年（令和3）年3月には、これらの実現に向けて、2019（令和元）年に策定・公表した「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートし、取組を加速させています。

「2030年カーボンハーフ」の実現には、更なる省エネの推進、脱炭素エネルギー利用への転換を強力に進めしていくことが不可欠であるため、エネルギー消費量を50%削減すること、そして、再生可能エネルギーの利用割合を50%程度まで高めることを目指すこととしています。

行動の加速を後押しする2030年目標の強化【5目標】			
(現行目標)			
➤ 都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒	50%削減*
➤ 都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒	50%削減*
➤ 再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒	50%程度*
➤ 都内乗用車新車販売	⇒	100%非ガソリン化	
➤ 都内二輪車新車販売	⇒	100%非ガソリン化(2035年まで)	

* 温室効果ガス排出量等の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において検討を進めていく予定

出典) ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report (東京都)

図7 東京都の2030年目標

■温室内ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ＆トレード制度）

“温室内ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ＆トレード制度）”は大規模事業所にCO₂排出量の削減義務を課す制度で、オフィスビル等も対象となります。

キャップ＆トレード制度で報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲は表3に示すとおりで、第4計画期間（2025-2029年度）からは、再エネ・省エネに取り組んでいる事業者の取組効果が反映されるように改正されています。

表3 キャップ＆トレード制度の対象範囲

算定対象とする燃料等	原油換算エネルギー使用量 (制度対象要件の対象)	特定温室効果ガス排出量 (削減義務対象)	その他ガス排出量 (削減義務対象外)	使用量報告	備考
化石燃料※1	●	●	-	●	※1：改正省エネ法で報告される化石燃料種と整合
他者から供給される電気・熱※2	●	●	-	●	※2：CGS・工場排熱を利用した電気・熱は算定対象 清掃排熱を利用した電気・熱は算定対象外
再エネ由来 の電気・熱	オンサイト	-	△※4	-	※3：事業所外から供給される再エネ電気（熱）は 算定対象（ただし、自営線等で再エネ設備由來 の電気及び熱のみが供給される場合を除く。）
	オフサイト (自己託送・PPA)	●※3	△※4	-	※4：再エネは算定対象外であるが、持続可能性が担保 されていることが確認できない（オフマスは算定対象
	証書	-	△※4	-	
非化石燃料 ※5	排出係数及び地球 温暖化係数が設定 されている燃料	-	-	●	※5：改正省エネ法及び改正温対法で報告される 非化石燃料（廃棄物燃料など）・ガスと整合
	上記以外の燃料※6	-	-	-	※6：水素やアンモニアなどが対象
製品の製造・加工に伴い発生するガス※5	-	-	●	●	
水の使用、下水への排水※7	-	-	●	●	※7：第三計画期間と同様の取扱い

* 使用量報告する再エネについては、改正省エネ法で報告される電気・熱と整合

* 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、使用量の報告を求めないが、使用した場合はその内容を記載できる欄を地球温暖化対策計画書に設けることを想定

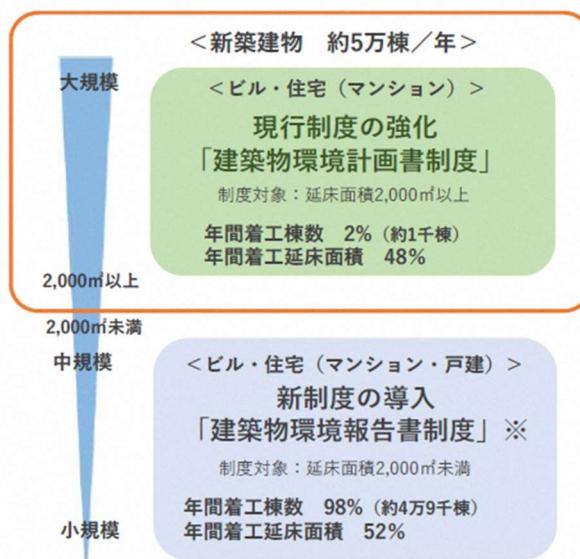
ただし、ヒートポンプ等の施設又は設備で使用した熱については、改正省エネ法と同様に、報告及び地球温暖化対策計画書への記載の対象外とするなどを想定

出典) 報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲等（東京都）

■建築物環境計画書制度

環境確保条例・規則等の改正（令和4年12月22日公布）により、建築物環境計画書制度についても制度の強化・拡充が図られ、令和6年度以降に制度が施行される予定です。

建築物環境計画書制度とは、延床面積2,000m²以上 の建物を新築（新築・増築・改築）する建築主（年間約800件程度）を対象に①環境配慮の取組の内容と評価（3段階）を記載した計画書の提出や②「省エネルギー性能基準（断熱・省エネ）への適合」や「再エネ利用（再エネ設置・再エネ電気調達）」の検討、③「マンション環境性能表示」の表示などを義務付けるものです。



出典) カーボンハーフの実現に向けた建築物環境計画書制度の強化・拡充について（東京都）

図8 建築物環境計画書制度と建築物環境報告書制度の対象範囲

(3) 気候変動の影響への適応

気候変動に起因する災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、2018（平成 30）年には「気候変動適応法」が公布・施行されるとともに、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。気候変動の影響は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等によって地域ごとに大きく異なることから、同計画では、基盤的施策の一つとして、「地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進」を掲げており、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策*を推進することとしています。

同計画は、2020（令和 2）年 12 月公表の気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充し、2021（令和 3）年 10 月に変更されています。

表 4 「気候変動適応計画」における施策

分野別施策	(1) 農業、森林・林業、水産業 (2) 水環境・水資源 (3) 自然生態系 (4) 自然災害・沿岸域 (5) 健康 (6) 産業・経済活動 (7) 国民生活・都市生活
基盤的施策	(1) 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用 (2) 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保 (3) 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進 (4) 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進 (5) 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

出典) 気候変動適応計画（環境省）より作成



4 文京区の状況

気候変動対策は、区が有する歴史・文化的資産や伝統を受け継ぐ都市環境の中で、教育機関を始めとした地域産業や、区内で学び、働き、暮らす人々との連携を図りながら進めていくことが必要です。

(1) 区域の特徴

1) 位置・面積

文京区は、東京 23 区のほぼ中心に位置し、面積は 11.29km² です。

2) 人口・世帯

区では、人口・世帯数とともに、近年は増加傾向が続いている。単身世帯の割合が半分以上を占めており、全国や東京都より高い比率となっています。単身世帯の年齢構成は 40 歳未満が半分近くを占めており、比較的若い世代が多くなっています。

3) 事業所

区の事業所は、事務所ビルと学校が延床面積の大部分を占めています。事務所ビルの延床面積は、概ね横ばいとなっており、学校は増加傾向となっています。学校の延床面積は、大学が約 8 割を占めています。

4) 運輸

区内の登録自動車保有台数は、緩やかな減少傾向で推移していましたが、近年は微増しています。鉄道乗降者数は、緩やかな増加傾向で推移していましたが、2020（令和 2）年度に減少し、その後再び増加しています。

5) みどりの状況

区内では、台地や崖線に現在多くのみどりが分布しています。江戸時代の大名屋敷が姿を変え、現在では六義園等の区を代表するまとまったみどりとなっています。また、本駒込・西片・白山・小日向・関口等には比較的みどりの多い住宅街が、本駒込付近には神社・仏閣の集積が見られ、軒先や境内等の身近なみどりが多く分布しています。

(2) 見直し前計画の進捗状況

1) 削減目標

見直し前計画の目標は、文京区全体の二酸化炭素排出量の総量を基準年度比で 28% 削減（電力排出係数は固定）することです。これに加えて、区の二酸化炭素排出量に占める割合が大きい民生（家庭）部門と民生（業務）部門について、部門別の目標を設定しています（表 5 参照）。

表 5 見直し前計画の削減目標

区分	項目	目標値	
		電力排出係数固定	電力排出係数変動
総量目標	2013(平成 25)年度比 削減率	▲28%	▲36%
部門別目標	民生(家庭)部門 1 世帯当たり	▲794kg-CO ₂ (削減率 ▲28%)	▲1,144kg-CO ₂ (削減率 ▲37%)
	民生(業務)部門 床面積 100 m ² 当たり	▲3,585kg-CO ₂ (削減率 ▲34%)	▲4,922kg-CO ₂ (削減率 ▲42%)

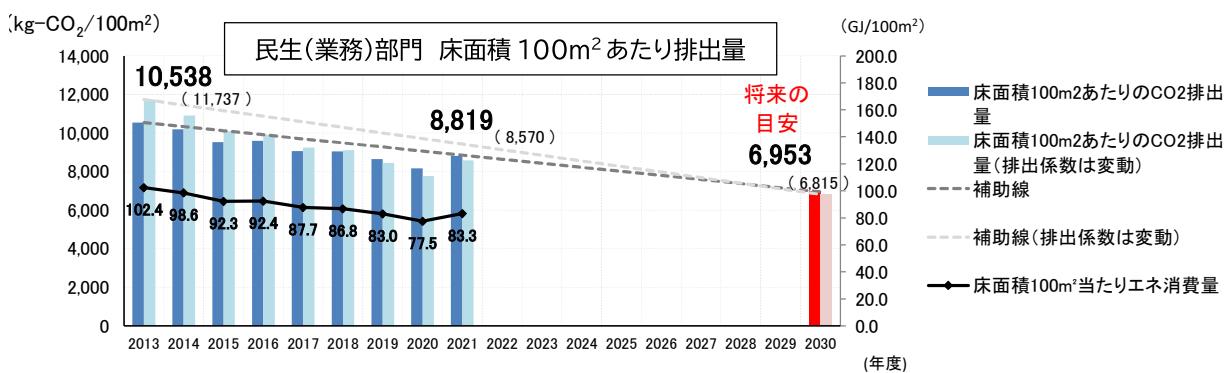
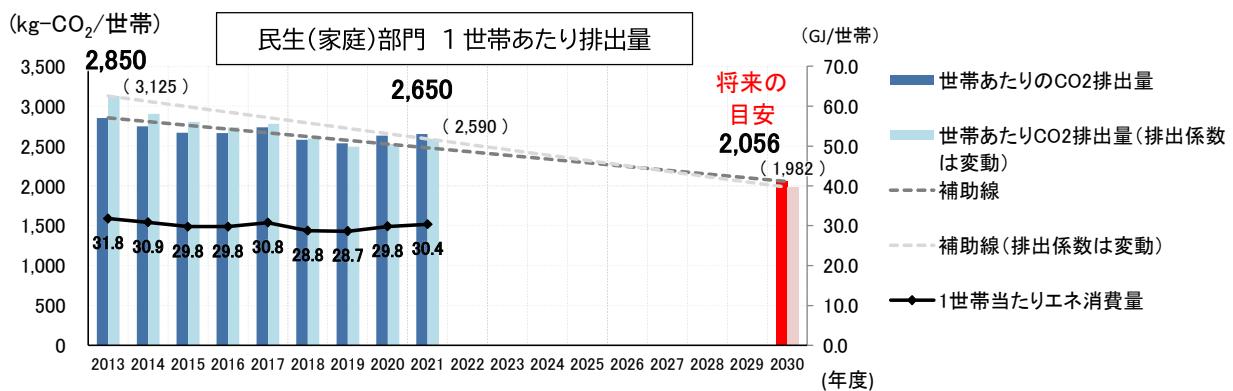
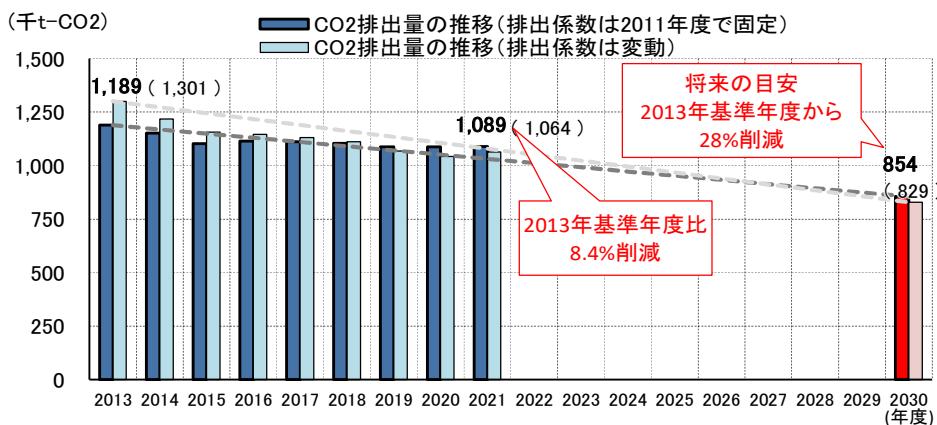
2) 進捗状況

文京区における二酸化炭素総排出量（2021（令和3）年度）は、基準年度（2013（平成25）年度）に比べて8.4%減少しました。部門別にみてもいずれも減少しています。

表6 見直し前計画の削減目標に対する進捗状況

区分	項目	基準年度比				
		2013	2019	2020	2021	2021
総量目標	二酸化炭素総排出量 (千t-CO ₂)	1,189 (1,301)	1,089 (1,068)	1,087 (1,043)	1,089 (1,064)	▲8.4% (▲18.2%)
部門別目標	民生(家庭)部門 1世帯あたり 排出量(kg-CO ₂)	2,850 (3,125)	2,534 (2,487)	2,631 (2,526)	2,650 (2,590)	▲200 (▲535)
	民生(業務)部門 床面積100 m ² あたり排出量(kg-CO ₂)	10,538 (11,737)	8,641 (8,449)	8,166 (7,768)	8,819 (8,570)	▲1,719 (▲3,167)

※カッコ内の数値は電力排出係数変動のもの。



※カッコ内の数値は電力排出係数変動のもの。

図9 見直し前計画の削減目標に対する進捗状況

(3) アクションプランの進捗

省エネルギーの推進について「庁内 CO₂ 実排出量（床面積:100m²当たり）」は、計画策定時と比べて大きく減少しました。「地球温暖化に関する意識向上率」は区民、事業者ともに計画策定時よりも低下しており、より一層の向上を図る必要があります。

区内再生可能エネルギー設備導入量は、5,682kWとなりました（現時点では全て太陽光発電設備）。

スマートシティの推進のうち「自転車シェアリング利用回数」は登録会員数の増加や連携区全体でのサイクルポートの増加により、計画策定時よりも 2 倍以上の増加となりました。「コミュニティバス利用者数」は、路線数の増加等の影響で計画策定時より利用者が増加しています。

循環型社会の形成について、「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」は 847g/人日、「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」は 333g/人日となりました。

気候変動の影響への適応について「熱中症救急搬送人員数」は昨年度より倍程度に増加し、基準年度よりやや増加しています。地域防災力（活動助成率）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、助成金を活用して訓練を実施する組織が減少していましたが、今年度は計画策定時より増加しています。透水性舗装路線数・雨水浸透ます数は、道路改修の工事にあわせて改良しています。

表 7 進行管理指標（見直し前計画）

分野	指標	計画策定時 (2018 年度)	現状 (2023 年度)
1 省エネルギーの推進	地球温暖化に対する意識向上率（区民）	91%	88%
	地球温暖化に関する意識向上率（事業者）	89%	87%
	庁内 CO ₂ 排出量（床面積:100 m ² 当たり）	4.17 t-CO ₂	2.46 t-CO ₂
2 再生可能エネルギー等の利用促進	区内再生可能エネルギー設備導入量	4,134 kW	5,682kW
3 スマートシティの推進	コミュニティバス利用者数	933,503 人	1,092,942 人
	自転車シェアリング利用回数	345,211 回	778,435 回
	緑被地面積	207.4 ha	215.9 ha
	緑被率	18.4%	19.1 %
4 循環型社会の形成	区民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物総排出量 ^{※1}	958g/人日 (2019 年度)	847g/人日
	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 ^{※1}	358g/人日 (2019 年度)	333g/人日
5 気候変動の影響への適応	地域防災力（活動助成件数）	68 件	61 件
	透水性舗装路線数	—	6 路線 ^{※2}
	雨水浸透ます数	—	7 個 ^{※2}
	熱中症救急搬送人員数	94 名	103 名

※ 1 「文京区一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月策定）」に基づく数値とし、基準年度を 2019 年度とします。

※ 2 各年度内に新たに工事または設置した数

第3章 計画の枠組み

1 目的

区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第19条第2項及び第21条第4項に基づき、「区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガス*の排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」を定めるものとして、現行計画を見直すものです。加えて、気候変動適応法第12条に基づき、地域気候変動適応計画として位置付け気候変動適応に関する施策を定めます。

本計画は、「文京区環境基本計画」の基本目標の1つである「未来へつなぐ脱炭素のまち～CO₂削減で地球温暖化防止～」を実現するための施策等を定める個別計画として位置づけます。また、区の事務事業における対策を定める「文京区役所地球温暖化対策実行計画」と合わせて、区の気候変動対策を総合的に実施していきます。

また、本計画の推進をとおして、上位計画の理念の実現につなげていきます。

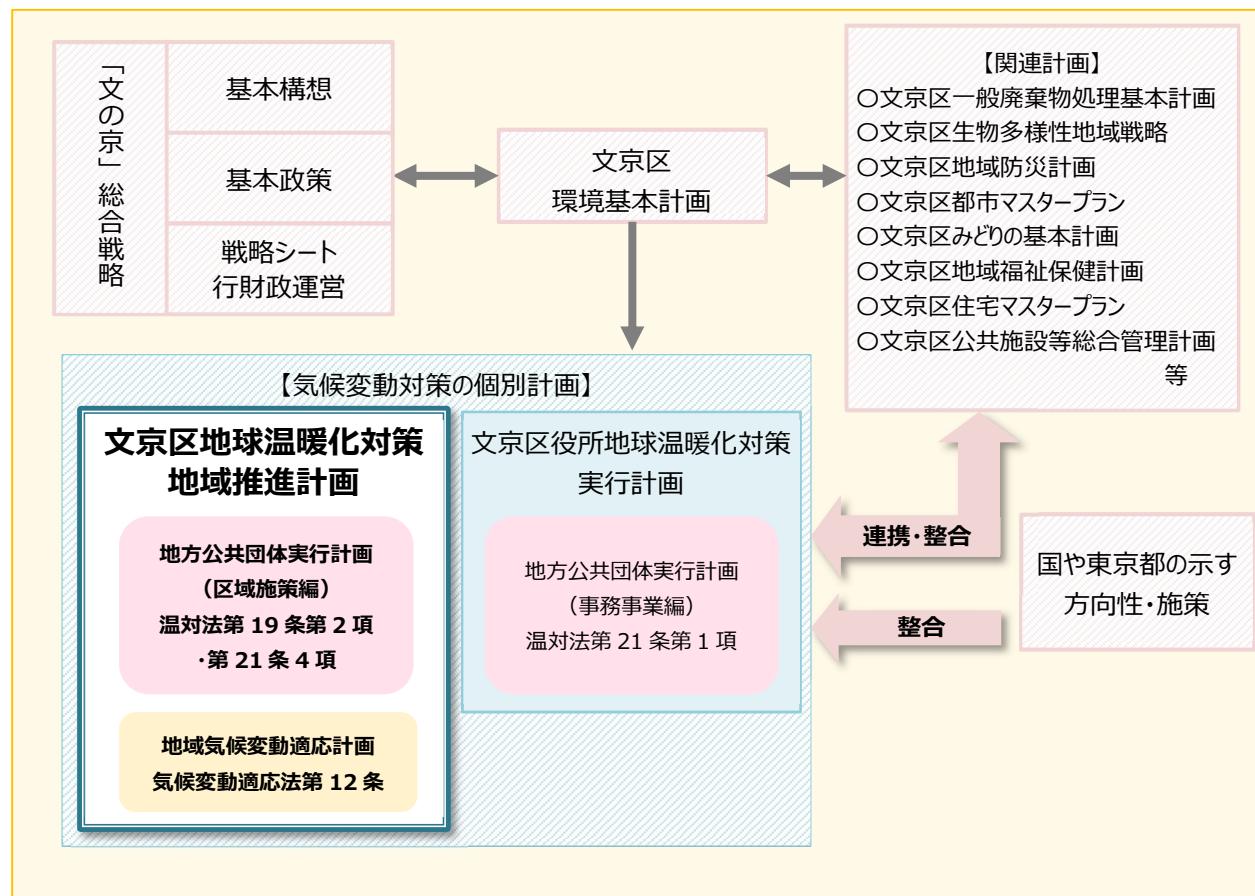


図 10 計画の位置づけ

〈文京区環境基本計画の基本理念〉

- 1 環境問題への取組は、身边なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます
- 2 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます
- 3 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます

3 計画期間

本計画の期間は、国及び東京都の温室効果ガス*排出削減目標の年度を考慮し、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度まであり、2025（令和7）年度以降の6年間についての中間見直しとします。

4 対象とする地域・温室効果ガス

本計画の対象とする地域は、文京区全域とします。

また、気候変動対策の取組の対象は、区の温室効果ガス*排出に関わるあらゆる主体（区民・団体、事業者、区）とします。

対象とする温室効果ガス*については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が定める7種類のガスのうち、2021（令和3）年度時点で区の温室効果ガス*排出量の約9割を占める二酸化炭素（CO₂）を対象として削減目標を設定します。ただし、施策の対象としては二酸化炭素以外も含めます。

表 8 地球温暖化対策の推進に関する法律が対象とする温室効果ガス

種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂ *	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用、廃棄物の原燃料使用等
	非エネルギー起源 CO ₂ *	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分
メタン (CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道におけるエネルギー消費、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、鉄道事業または軌道事業の用に供された整流器の廃棄
	六ふつ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用
	三ふつ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

出典) 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編) (令和6年4月) (環境省)より作成

5 部門の設定

部門の設定は、産業、民生（家庭）、民生（業務）、運輸、一般廃棄物の5部門とします。

表 9 部門の説明

部門	内容
産業	農業、建設業、製造業のエネルギー消費に伴う排出
民生（家庭）	家庭のエネルギー消費に伴う排出
民生（業務）	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
運輸	自動車（自家用自動車を含む）、船舶、航空機、鉄道のエネルギー消費に伴う排出
一般廃棄物	廃棄物（廃プラスチック、合成繊維）の焼却等に伴い発生する排出

出典) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月）（環境省）より作成



第4章 計画の方向性・目標

1 計画の方向性

本計画は、地域において実施していくべき気候変動対策とその推進方法を定めるとともに、区民・団体、事業者、区の取るべき対策や行動の指針として、重要な役割を担うものです。

そこで、本計画では、以下に示す 3 つの方向性のもとビジョンを定め、アクションプラン*を実行することで目標の達成を目指します。これらの方向性は、前計画で進めてきた取組を受け継ぐとともに、社会動向等を踏まえた新たな視点（脱炭素化、持続可能な社会の実現、影響への適応）を取り入れて定めます。

一 目標を区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で共有し、文京区の特性に合わせて 一体となって取組を進めていきます

気候変動は世界共通の課題であり、日本を含め各国が協力してその対策に取り組んでいます。国の対策を進めるうえで、区を含めた地域単位や、個人、事業者それぞれの取組を積み重ねていくことで、大きな効果につながります。区ではこれまで、省エネルギー対策、再生可能エネルギー*の利用、資源の有効利用、適応策*等の取組を進めてきましたが、今後も、時代の流れとともに変化する都市環境、産業特性、住民特性等を考慮しながら取り組んでいく必要があります。そこで、区が地域として取り組むべき対策を的確に定め、それらについて共通の認識を持ち、区民・団体、事業者、区が連携・協働して、一体的に取り組んでいきます。

一 将来にわたって持続可能な都市の発展を実現していくために、脱炭素のまちを目指して 二酸化炭素排出量の削減に努めます

従来、経済が成長すればするほど二酸化炭素排出量も増える傾向があるといわれてきました。その一方で、将来世代に持続可能な自然環境と人間社会を引き継いでいくためには、脱炭素社会を目指していく必要があることが、世界や国において示されています。そのため、区の環境・経済・社会の三側面における統合的解決と都市の発展とのバランスを取りながら、次世代における脱炭素社会を目指して、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいきます。

一 より安全で快適、賑わいや活気にあふれたまちと暮らしを将来に引き継ぐため、気候変動 の影響に適切に対応していきます

国内外において気候変動による影響が顕在化しており、今後想定される自然災害、区民生活や健康への被害等、さまざまな影響に対する適応策*の強化が喫緊の課題となっています。区においても、これまで想定していなかった自然災害等の影響が発生する可能性は否定できません。そのため、将来世代により安全で快適、賑わいや活気にあふれたまちと暮らしを継承できるよう、気候変動による影響に適応するまちづくりに取り組むとともに、区民や事業者による適応策*を後押しする取組を進め、影響への対応力を強化していきます。

2 クールアース文京都市ビジョン

気候変動は地球規模の課題であり、年々、その深刻さが顕著に現れてきています。

世界では、パリ協定*が発効し、産業革命以前からの気温上昇を2°C未満にとどめるという目標のもと、今世紀後半に人为的な温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しています。そして、IPCCの「1.5°C特別報告書」でも、気候変動によるリスクを抑えるためには、全世界で人为的な二酸化炭素排出量を、2050（令和32）年前後に正味ゼロにする必要があるとされています。

我が国では、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

東京都は、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する、「カーボンハーフ」を表明するとともに、この実現に向けて「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定し、2030年までの今後の10年間の行動を加速化しています。

これらの世界や我が国、東京都の目標は、地域単位での取組や、個人、事業者の取組を一つ一つ積み重ねて達成するものです。区においても、区民のエコな暮らし、環境に配慮した事業活動、まちづくり全体における低炭素化、グリーントランジットフォーメーション（GX）等をより一層推進し、二酸化炭素の排出を抑制していく必要があります。

区では、目指すべき将来の社会の姿を「クールアース文京都市ビジョン」として掲げ、区民・団体、事業者、区が共通の目標に向かって、連携・協働しながら、気候変動対策の取組を進めています。こうした中、近年経験したことのない豪雨や猛暑等の異常気象による被害が各地で発生し、国際的な枠組みで取り組んでいる気候変動対策に区としても積極的に取り組む必要があることから、令和4年2月文京区議会定例議会区長施政方針において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。

このように、区では、地域の特性に合った省エネルギー・再生可能エネルギー*導入等の対策を進め、最終到達点として「脱炭素社会」の構築を目指して取り組んでいきます。

クールアース文京都市ビジョンの標語

まなび・くらし・しごとの中でみんなでとりくむ脱炭素のまち ~クールシティ文京~

(解説) 国が進める地方創生の動きを踏まえ、学生・区民・事業者との協働の色合いを強くし、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする社会（脱炭素のまち）の実現を目指す。“クールシティ”的用語は、「ワークショップで印象に残った意見（涼しくしたい）」を参考に作成。

クールアース文京都市ビジョンのイメージ



3 目標設定の考え方

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、削減目標の基準年度*を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度とします。

目標は、文京区全体の二酸化炭素排出量の総量削減目標を設定します。これに加えて、区の二酸化炭素排出量に占める割合が大きい民生（家庭）部門と民生（業務）部門について、部門別の目標を設定します。また、再生可能エネルギーの導入量についても目標を設定します。

なお、見直し前計画では、東日本大震災後の電力供給の不安定な状況からの過渡期であったことから電力排出係数を 2011 年度で固定して目標値を設定していましたが、本計画では電力排出係数は国等の見込みに合わせて設定します。

項目	見直し前計画	見直し後計画
基準年度*	2013（平成 25）年度	2013（平成 25）年度
目標年度	2030（令和 12）年度	2030（令和 12）年度
電力排出係数	固定	変動
二酸化炭素排出量の削減目標	【総量目標】 区全体 ▲28%（▲334 千 t-CO ₂ ） 【部門別目標】 民生(家庭)部門 1世帯当たり ▲28%（▲794kg-CO ₂ ）	【総量目標】 区全体 ▲56%（▲726 千 t-CO ₂ ） 【部門別目標】 民生(家庭)部門 1世帯当たり ▲57%（▲1,794kg-CO ₂ ）
2013（平成 25）年度比	民生(業務)部門 床面積 100m ² 当たり ▲34%（▲3,585kg-CO ₂ ）	民生(業務)部門 床面積 100m ² 当たり ▲60%（▲6,981kg-CO ₂ ）
再生可能エネルギー導入目標	—	区内の再生可能エネルギー設備導入量 11,477kW

4 二酸化炭素排出量の削減目標

（1）将来推計

2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出量（現状すう勢ケース）は、1,307 千 t-CO₂ で、2013（平成 25）年度比で 0.5% 増加すると推計されます。分野別では、民生（家庭）、廃棄物部門の排出量は増加し、産業、民生（業務）、運輸部門の排出量は 2013（平成 25）年度比で減少すると推計されます。

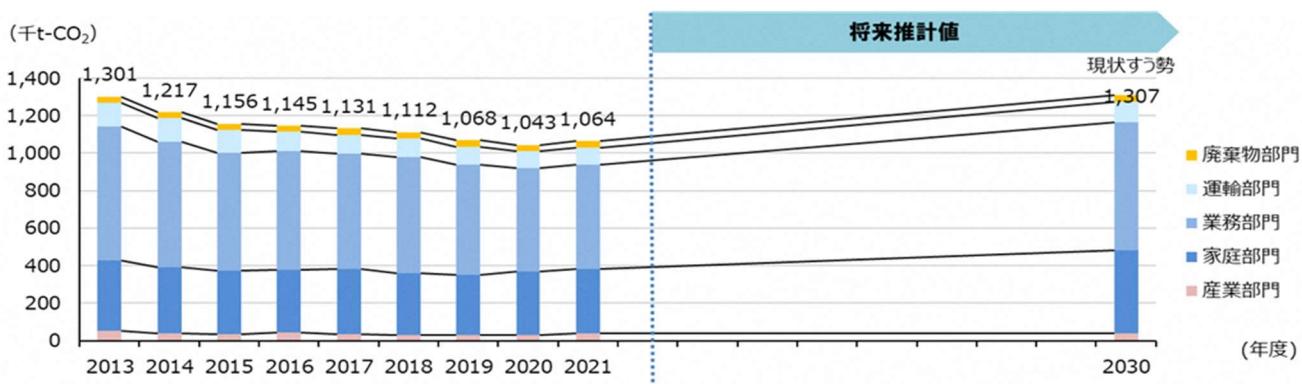


図 11 二酸化炭素排出量の将来推計結果

(2) 削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度に向けて、さまざまな主体と連携し、気候変動対策の取組を実施することで、温室効果ガス*排出量を削減する目標を立てています。

区では、国や東京都と連携した対策に加え、本計画で定めた施策を推進していくことにより、基準年度*比で56%の二酸化炭素排出量の削減を図っていきます。

総量目標	2013（平成25）年度比	▲56%（▲726千t-CO ₂ ）
部門別目標	民生（家庭）部門 1世帯当たり	▲57%（▲1,794kg-CO ₂ ）
	民生（業務）部門 床面積100m ² 当たり	▲60%（▲6,981kg-CO ₂ ）

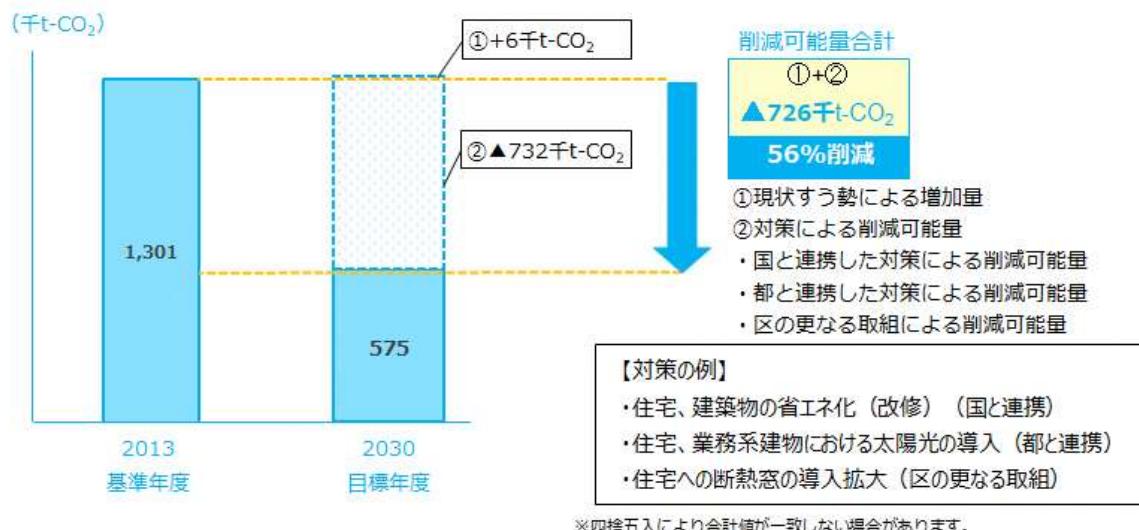


図 12 二酸化炭素排出量の削減目標

表 10 二酸化炭素排出量の削減目標（部門別）

（単位：千t-CO₂）

部門	2013 年度		2030 年度		
	基準年排出量	現状すう勢ケース排出量	対策による削減可能量	目標排出量	
		-	①	②	①-②
産業	54	40	26	13	
民生（家庭）	374	440	253	187	
民生（業務）	714	684	407	277	
運輸	128	110	46	63	
廃棄物	32	34	0	34	
合計	1,301	1,307 (+0.5%)	732 (▲56.2%)	575 (▲55.8%)	

※ 四捨五入により合計値が一致しない場合があります。

5 再生可能エネルギーの導入目標

二酸化炭素排出量を 2030（令和 12）年度までに基準年度比で 56%削減する目標を達成するためには、再生可能エネルギーの導入を進め、化石燃料への依存を減らしていく必要があります。区では、国や東京都と連携した対策に加え、本計画で定めた施策により再生可能エネルギーの導入推進を図っていきます。

なお、区内では再生可能エネルギー設備の導入適地が限られていることから、再生可能エネルギー設備の最大限の導入推進を図るだけでなく、区外から再生可能エネルギーの調達も重要な施策として展開を図っていきます。

再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギー設備導入量

11,477kW

再生可能エネルギーの設備導入目標は、区内で最もポテンシャルが多い太陽光発電について設定します。区では、住宅・建築物への太陽光発電設備の導入を推進していくことにより 11,477kW（2023 年度比で約 2 倍）の導入を図っていきます。再生可能エネルギーの導入による CO₂ 削減効果量は 3,443t-CO₂/年と見込まれます。

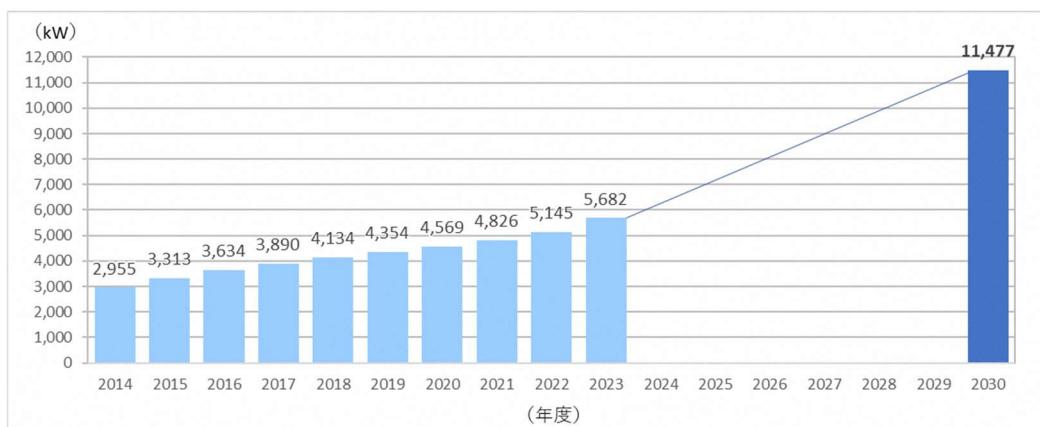


図 13 再生可能エネルギーの設備導入目標

表 11 再生可能エネルギーの導入による CO₂ 削減効果量

項目	現況値										目標値
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
再生エネ設備容量 (kW)	2,955	3,313	3,634	3,890	4,134	4,354	4,569	4,826	5,145	5,682	11,477
再生エネ発電電力量(MWh/年) ^{*1}	3,546	3,976	4,361	4,668	4,961	5,225	5,483	5,792	6,174	6,819	13,774
CO ₂ 削減効果量(t/年) ^{*2}	886	994	1,090	1,167	1,240	1,306	1,371	1,448	1,544	1,705	3,443

*1：再生エネ発電電力量(kWh/年)=再生エネ発電容量(kW)×設備利用率(13.7%)×年間時間数(8,760h/年) ÷1,000

*2：再生エネ CO₂ 削減効果量(t/年)=再生エネ発電電力量(kWh/年) ×電力排出係数(0.250kg/kWh)

第5章 文京区における行動計画（アクションプラン）

1 施策体系

クールアース文京都市ビジョンを達成するため、以下の5分野のアクションプラン*を推進します。また、各アクションプラン*に主に関連するSDGsのゴールを設定しました。各主体がアクションプラン*を実践することで、SDGsのゴールに寄与することとなります。

クールアース文京
都市ビジョン

まなび・暮らし・しごとの中でみんなでとりくむ脱炭素のまち
～クールシティ文京～

アクションプラン*		主に関連するSDGsのゴール			
1 省エネルギーの推進	1-1 暮らしにおける環境配慮行動	 4 質の高い教育をみんなに  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  12 つくる責任つかう責任  17 パートナーシップで目標を達成しよう			
	1-2 事業活動における環境配慮行動	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  9 産業と技術革新の基盤をつくろう		12 つくる責任つかう責任	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	1-3 区の率先行動	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  12 つくる責任つかう責任  17 パートナーシップで目標を達成しよう		 17 パートナーシップで目標を達成しよう	
2 再生可能エネルギー*等の利用促進	2-1 再生可能エネルギー*利用	 4 質の高い教育をみんなに  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに			
	2-2 先進的なエネルギー利用	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  17 パートナーシップで目標を達成しよう		 17 パートナーシップで目標を達成しよう	
3 スマートシティ*の推進	3-1 環境に配慮した交通手段	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナーシップで目標を達成しよう			
	3-2 環境に配慮したまちづくり	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを		11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
4 循環型社会の形成	4-1 家庭系ごみの3R*	 11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任つかう責任  17 パートナーシップで目標を達成しよう			
	4-2 事業系ごみの3R*	 11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任つかう責任  17 パートナーシップで目標を達成しよう		11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
5 気候変動の影響への適応	5-1 自然災害対策	 11 住み続けられるまちづくりを  13 気候変動に具体的な対策を  17 パートナーシップで目標を達成しよう			
	5-2 健康被害に関する対策	 13 気候変動に具体的な対策を  17 パートナーシップで目標を達成しよう		13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	5-3 暑熱対策	 13 気候変動に具体的な対策を  17 パートナーシップで目標を達成しよう			
	5-4 自然生態系に関する対策	 11 住み続けられるまちづくりを  13 気候変動に具体的な対策を  15 生の豊かさを守ろう  17 パートナーシップで目標を達成しよう		11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 アクションプラン

1 省エネルギーの推進

地球温暖化の緩和には、使用するエネルギーを減らす取組が必要です。省エネルギーを進めることは、住環境や職場環境の改善、健康増進、経済的なメリット等、さまざまな効果にもつながります。

区は、家庭における省エネルギー行動や、事業所における省エネルギー型の事業活動を支援・促進するための、普及啓発や各種事業を実施します。また、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、区職員や区有施設における率先的な省エネルギーの取組を実践します。

区民・団体、事業者は、日常において、身近な省エネルギーに配慮して行動するとともに、省エネルギー型の家電、オフィス設備・機器の導入や建築物の省エネルギー改修等を進めることが重要です。また、事業者においては、事業活動そのものの気候変動対策を推進するとともに、消費者等に対して、省エネルギー・環境に配慮した暮らしや行動を促進していくことが求められます。

1-1 暮らしにおける環境配慮行動



家庭でのエネルギー使用によって排出される二酸化炭素は、区全体の排出量の約3割を占めています。区では今後においても世帯数の増加が予想されており、エネルギー使用量の削減のためには、区民一人一人による省エネルギーの取組が欠かせません。

家庭での省エネルギー設備等の導入や、日常生活での省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

1-2 事業活動における環境配慮行動



オフィスビル等の業務からの二酸化炭素排出量は、区全体の排出量の5割以上を占めています。都心に位置する文京区では、今後も活発な事業活動の継続が予想されます。

事業所では、省エネルギー設備・機器の導入検討等のオフィスの省エネルギー化の取組や、事業活動の省エネルギー化を行うことが重要です。

1-3 区の率先行動



区は、一事業者として、二酸化炭素排出量を削減していく必要があるとともに、区民・団体、事業者の取組をリードする役割を担っています。

そのため、区有施設や、区の事業活動における省エネルギー化や環境配慮に取り組み、二酸化炭素排出量の削減を推進します。

各主体のアクションプラン

黄色の網掛けは予算編成時に区の重点施策に位置付けられた事業です。

■区

1-1 暮らしにおける環境配慮行動

省エネルギー型家庭用機器の導入支援及び情報提供や啓発による日常生活における省エネルギー行動の促進

●省エネルギー設備設置費助成

- 省エネルギー効果がある移動手段の啓発（エコドライブ（急発進をやめる、加減速の少ない運転等）、自転車利用、カーシェアリング等）

●コミュニティバス「B-ぐる」、電車等の公共交通機関の利用促進

- 次世代自動車*（電気自動車、燃料電池自動車等）に関する情報提供

●HEMS・スマートホームデバイスの普及促進

●家庭向け節電促進事業の実施

●環境や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の普及促進

- 家庭の日啓発事業（植物の種の配付等）の実施

- 公衆浴場の利用により省エネルギーとなる、湯遊入浴デー、シニア入浴事業の実施

- 適切な修繕と省エネ改修によりマンションの長寿命化の促進

- 区民等の省エネ性能への関心を高め、より省エネ性能が高い建築物が選ばれる環境の整備

1-2 事業活動における環境配慮行動

省エネルギー機器導入支援策及び事業活動における省エネルギー行動の促進

●中小企業への省エネルギー設備設置費助成

●中小企業への省エネルギーの促進（持続可能性向上支援（省エネ設備）補助、融資あっせん）

●中小企業への環境配慮行動の促進（ISO14000 シリーズ等の認証取得費等補助金）

●省エネルギー性能の高い設備・機器（コーディネレーション等）の普及促進

●省エネルギー診断*の促進

●SDGs・脱炭素経営の基礎的支援

●事業所におけるエネルギー管理の普及促進

●環境や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の普及促進

- カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー等に取り組んでいる大学等との協働によるGX促進

- 省エネルギー効果がある移動手段の啓発（エコドライブ、自転車利用、カーシェアリング等）

●コミュニティバス「B-ぐる」、電車等の公共交通機関の利用促進

- 次世代自動車*に関する情報提供

- 大学等との省エネルギー対策に関する協議・情報共有

●脱炭素プラットフォーム事業の展開

- 低炭素建築物の認定

- 建築物省エネ法の改正内容の周知（省エネ基準適合や再生可能エネルギー設備・充電器整備の義務付け等）
- 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及促進
- 建築物分野への省エネ対策の普及啓発
- 官民連携による充電インフラ整備の推進
- CO₂排出の少ない燃料への転換の促進

1-3 区の率先行動

- 区有施設における省エネルギー設備・機器等の導入等、建築物における各種省エネルギー対策及び区職員の率先的な環境配慮行動の実践
- 改修等の際、高効率、高性能機器・設備への更新
 - 区有施設における改修等の際の各種衛生機器の節水器具への更新
 - 区有施設における照明機器の LED*化及び自動調光センサーの導入
 - 区有施設における太陽光発電設備の設置の検討
 - 区有施設における BEMS*（ビルの照明や空調等のエネルギー消費の効率化を図るためのエネルギー管理システム）の導入検討
 - 区有施設における空調機等への変風量制御の導入、CO₂測定センサーの導入検討
 - 区有施設における日射遮蔽設備の導入（日射調整・断熱フィルム貼工事、既存ブラインド更新等）
 - 次世代自動車*の導入
 - 区有施設への次世代自動車充電インフラの整備
 - 区有施設での省エネルギー指導実施
 - カーボン・オフセット*導入の検討
 - 森林環境譲与税を活用したオフセット・クレジットの購入
 - 区有施設への環境に配慮した資材等の活用
 - グリーン購入*及び環境配慮契約*の推進
 - RPA（ロボットによる業務自動化）・AI（人工知能）等の活用による業務改善
 - 各主体で構成する協議会の開催
 - 日常的な省エネルギー行動の実施（クールビズ・ウォームビズ*の実施、ノー残業デー・月間の実施、省エネルギー型 OA 機器の導入、不要な照明の消灯、階段の 2 アップ 3 ダウン、紙類使用量及び印刷物削減の促進等）
 - 道路工事における低炭素アスファルトの活用検討

【周知・啓発】

- 区ホームページ、各種イベント、講座等、さまざまな媒体、機会を利用した、多様な世代に省エネルギーの取組が習慣づくような情報提供・普及啓発及びクールアースフェア等の気候変動対策のためのイベント実施
- 区報・ホームページ・SNS*・CATV・チラシによる情報発信
 - 文京版クールアース・デー*における身近な取組の情報発信
 - デジタルサイネージによる普及啓発動画の配信
 - 計画概要版の配付による啓発
 - クールアースフェア等の気候変動対策に関する各種イベントの開催

- 親子環境教室、環境ライフ講座等の環境学習の機会の提供及び人材の育成・活用
- 次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進
- 環境保全ポスター図案コンクールの実施
- 若年層向けのSNS*等を活用した情報発信
- 国・東京都・関係機関等の関連情報提供
- 省エネルギー設備導入に関する国や東京都等の助成事業紹介
- 「明日通信（文京区地球温暖化対策ニュース）」、「シビックセンターニュース」の発行による職員への啓発
- 「地球温暖化」に関する職員研修の実施
- 道路工事における低炭素アスファルトの活用の普及啓発
- カーボン・オフセット等の普及啓発

■区民・団体

1-1 暮らしにおける環境配慮行動

高効率機器等の導入による住宅の省エネルギー化及び環境に配慮した製品や交通手段の選択等

日常生活での省エネルギー行動

- 住宅の省エネルギー化**
- 省エネルギー機器や設備（トップランナー基準*達成機器、高効率給湯器*・照明器具（LED*）等）の導入
- 簡易型電力量表示器等や環境家計簿*活用による家庭でのエネルギー使用量の把握
- 他の世帯とのエネルギー消費量の比較
- コミュニティバス「B-ぐる」、電車等の公共交通機関の利用
- 徒歩または自転車の利用
- カーシェアリングの活用
- エコドライブの実践
- 次世代自動車*への買替え
- 日常的な省エネルギー行動（冷暖房の温度設定、クールビズ・ウォームビズ*、不要な照明の消灯、待機電力の削減等）の実践
- 環境や社会に配慮した、製品の購入や消費行動（エシカル消費）の実践**
- 毎月7日の文京版クールアース・デー*に省エネルギー行動を実践
- 各種イベント、講座の開催や、支援・参加
- 設備・機器や建築物の省エネルギーに関する情報収集、理解、普及啓発
- 活動の情報発信、人材育成
- 省エネルギー化へのアドバイスの実施

■事業者

1-2 事業活動における環境配慮行動

省エネルギー診断*等を活用したエネルギーの見える化、高効率機器等の導入により建物の省エネルギー化

及び環境に配慮した製品や交通手段を選ぶ等の職場や事業活動での省エネルギー行動

- 省エネルギー機器や設備（トップランナー基準*達成機器、高効率空調機・給湯設備・ボイラ・照明器具（LED*）、家庭用燃料電池、蓄電池、コーポレーティブエネルギー等）の導入
- 環境配慮行動の実践（ISO14000 シリーズの認証取得等）
- 建物の省エネルギー化（ZEB*化、断熱化等）
- エネルギーの見える化の実施
- 同業種の他事業者とのエネルギー消費量の比較、情報交換
- 事業所におけるエネルギー管理（BEMS*の導入、外気取り入れ量の適正化、換気設備管理の適正化等）の実践
- 省エネルギー診断*の利用
- コミュニティバス「B-ぐる」、電車等の公共交通機関の利用
- 徒歩または自転車の利用
- 自転車での通勤や移動を促すための、駐輪場の確保
- エコドライブの実践
- 次世代自動車*への買替え
- 職場での個人レベルの省エネルギー（クールビズ・ウォームビズ*、不要な照明の消灯、OA 機器の省エネルギーモードの活用・不要時の電源オフ、階段の 2 アップ 3 ダウン等）実践
- 環境や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）を踏まえた製品・サービスの購入・販売・提供
- 毎月 7 日の文京版クールアース・デー*に省エネルギー行動を実践
- 省エネルギーに関する研修等の実施
- テナント事業者等への省エネルギーに関する理解促進
- 建築物の省エネルギーに関する情報収集、理解、普及啓発
- 充電インフラ整備の推進への協力
- 各種イベント、講座の開催や、支援・参加
- 脱炭素の取組に対する意識醸成
- 地球温暖化対策報告書制度*（東京都）への参加



2 再生可能エネルギー等の利用促進

太陽光や風力、水力等に代表される再生可能エネルギー*からつくられた電気や熱、そして水素等を利用することで、二酸化炭素排出量の大幅な削減につながります。

区においては、区民や事業者が利用しやすいよう、再生可能エネルギー*等設備の導入支援及び各種助成制度等の情報提供を行い、普及を促進していきます。また、水素エネルギー等の新しい技術及び次世代自動車*を活用した給電、広域連携による再生可能エネルギー*利活用等の先進的なエネルギー利用について、導入検討と普及促進を行います。

区民・団体、事業者がそれぞれ、家庭や事業所での再生可能エネルギー*の利用、先進的なエネルギー利用について検討し、積極的な導入を進めることが重要です。

2-1 再生可能エネルギー利用



家庭や事業所、新築、改築する区有施設への再生可能エネルギー*の導入を検討していくことが重要です。

2-2 先進的なエネルギー利用



水素エネルギー利用や災害時等に自立したエネルギー供給が可能となる次世代自動車*の利活用等、先進的なエネルギー利用策の導入について検討していくことが重要です。

各主体のアクションプラン

黄色の網掛けは予算編成時に区の重点施策に位置付けられた事業です。

■区

2-1 再生可能エネルギー利用

家庭や事業者への再生可能エネルギー*等設備の導入支援及び区有施設における再生可能エネルギー*の利用検討

- 再生可能エネルギー*設備（太陽光発電システム等）設置費助成
- 再生可能エネルギー電力への切り替え支援
- 公衆浴場クリーンエネルギー化等事業補助
- 大学等との再生可能エネルギー*対策に関する協議・情報共有
- 他自治体等との連携による共同購入スキームを活用した再生可能エネルギー電力への切り替え策の検討
- 民間事業者等へのPPAの活用による太陽光発電設備の導入促進
- 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定
- 区有施設への再生可能エネルギー電力の導入
- 新築・改築する区有施設における太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギー*利用の検討

2-2 先進的なエネルギー利用

水素エネルギー等に関する区民・団体、事業者への情報提供・普及啓発、地域における利活用方策の検討及び次世代自動車*の活用による電力利用検討

- 地域における水素の利活用方策の検討
- 水素エネルギーの利活用意義、水素の安全性やリスクに関する普及啓発
- 次世代自動車*を活用した給電等、新たな電力利用の検討
- 大学等との先進的なエネルギー対策等に関する協議・情報共有
- 広域連携による再生可能エネルギー*利活用の調査・検討
- ペロブスカイトや太陽光発電舗装システムの試験導入の検討

【周知・啓発】

各種イベント、講座等における再生可能エネルギー*や先進的なエネルギー利用に関する区民・団体、事業者に対する情報提供・普及啓発

- 区報・ホームページ・SNS*・CATV・チラシによる情報発信
- クールアースフェア等の気候変動対策に関する各種イベントの開催
- デジタルサイネージによる普及啓発動画の配信
- 親子環境教室、環境ライフ講座等の環境学習の機会の提供及び人材の育成・活用
- 次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進
- 国・東京都・関係機関等の関連情報提供
- 再生可能エネルギー*設備導入に関する国や東京都等の助成事業紹介
- 地中熱利用設備に係る普及啓発

■区民・団体

2-1・2-2 再生可能エネルギー利用・先進的なエネルギー利用

住宅等への再生可能エネルギー*等設備の導入、イベントや講座に参加する等による情報収集

- 再生可能エネルギー*設備・先進的なエネルギー設備の導入
- 再生可能エネルギー電力への切り替え
- 次世代自動車*とV2H（次世代自動車*から住宅に電力を供給するシステム）の導入検討
- 各種イベント、講座の開催や、支援・参加
- 再生可能エネルギー*や水素エネルギー、地中熱利用設備等の情報収集、理解、普及啓発

■事業者

2-1・2-2 再生可能エネルギー利用・先進的なエネルギー利用

建物への再生可能エネルギー*等設備の導入・水素エネルギーの利活用方策の検討

- 再生可能エネルギー*設備・先進的なエネルギー設備の導入
- 再生可能エネルギー電力への切り替え
- 水素エネルギーの利活用
- 次世代自動車*を活用した給電等、新たな電力利用の検討
- 各種イベント、講座の開催や、支援・参加
- 再生可能エネルギー*や水素エネルギー、地中熱利用設備等の情報収集、理解、普及啓発

3 スマートシティの推進

一人一人の省エネルギー行動や設備等の省エネルギー化に加えて、区全体で、エネルギーをより効率よく使い、二酸化炭素排出抑制につながるまちづくりを進める必要があります。

区においては、区民や事業者に対し、環境に配慮した交通手段の利用を呼びかけるとともに、公共交通機関や自転車の利用環境の整備・改善に取り組みます。また、まちづくりと連携した効率的・面的なエネルギー利用（地区・街区レベルの複数の建物間でのエネルギー融通）の導入の促進や、緑化を促進していきます。

区民・団体、事業者は、日常生活や事業活動において、徒歩・自転車・公共交通機関等、より環境負荷の少ない交通手段の利用に努めるとともに、家庭や事業所の緑化を進めていくことが必要です。

また、事業者が開発事業等を行う際には、エネルギー効率の向上、再生可能エネルギー*の導入等、環境に配慮したまちづくりを行うことが必要です。

3-1 環境に配慮した交通手段



コミュニティバスや電車等、環境に配慮した交通手段を利用し、自転車シェアリング*の活用や駐輪場確保等、総合的な自転車利用環境の整備・改善に取り組むことが必要です。

3-2 環境に配慮したまちづくり



再開発等に合わせた効率的なエネルギー利用の検討や、街路樹の維持・保全、敷地内の緑化に取り組むことが必要です。

各主体のアクションプラン

黄色の網掛けは予算編成時に区の重点施策に位置付けられた事業です。

■区

3-1 環境に配慮した交通手段

自転車・公共交通機関の利用促進及び自転車利用環境の整備等による運輸部門からの二酸化炭素排出量の削減

- 省エネルギー効果がある移動手段の啓発（エコドライブ、自転車利用、カーシェアリング等）
- コミュニティバス「B-ぐる」、電車等の公共交通機関の利用促進
- 次世代自動車*に関する情報提供
- 区有施設への次世代自動車充電インフラ整備
- 官民連携による充電インフラ整備の推進
- 自転車レーンの整備に向けた関係機関との調整
- 自転車シェアリング*事業の実施（サイクルポートの利用状況や交通行動等）
- **自転車通行空間整備**

- 総合的な自転車対策の推進（自転車駐車場整備、レンタサイクル事業等）
- 自転車 TS マーク*取得費用助成事業（定期的な点検整備、保険加入促進、利用者へのルール・マナーの周知・啓発）

3-2 環境に配慮したまちづくり

- 再開発等に合わせた効率的なエネルギー利用の検討、低炭素建築物の促進及び二酸化炭素を吸収するみどりの創出等によるまち全体のエネルギー効率の向上
- まちづくりと連携した効率的・面的なエネルギー利用の導入の促進
 - 建物の新築、改築、改修工事の際の断熱化・設備の高効率化
 - 低炭素建築物の認定
 - 街路灯・保安灯の LED*化
 - まちづくりと連携したオープンスペースの創出
 - ポケットパーク・グリーンスポットの整備
 - 文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導
 - みどりのふれあい事業（緑化啓発、苗木配布、みどりのサポート活動ボランティア）
 - 街路樹・植樹帯の保全
 - 生垣造成補助、屋上等緑化補助
 - 保護樹木・樹林の制度による樹木の維持管理支援
 - ZEH*・ZEB*等普及のための国等の制度紹介
 - 建築物省エネ法の認定制度やラベル等の紹介
 - 建築物省エネ法の改正内容の周知（省エネ基準適合や再生可能エネルギー設備・充電器整備の義務付け等）
 - 持続可能なまちの実現に向けた新たな開発への先進的な設備や再生可能エネルギーの導入促進
 - 大規模土地利用転換の機会を活用した再生可能エネルギー導入などによる脱炭素化の推進

■区民・団体

3-1 環境に配慮した交通手段

- 公共交通機関等やエコドライブ等の環境に配慮した交通手段の利用
- コミュニティバス「B-ぐる」、電車等の公共交通機関の利用
 - 徒歩または自転車の利用
 - エコドライブの実践
 - 次世代自動車*への買替え
 - カーシェアリングの活用

3-2 環境に配慮したまちづくり

- 住宅等への高効率機器や設備の導入、敷地内の緑化及び地域における緑化活動
- 住宅等の省エネルギー化（新築・改修の際の ZEH*化、断熱化等）
 - 敷地内の緑化やみどりのカーテン*の育成
 - 地域における緑化推進活動

- ❸省エネルギー、再生可能エネルギー*等利用の普及啓発

■事業者

3-1 環境に配慮した交通手段

公共交通機関等やエコドライブ等の事業活動における環境に配慮した交通手段の利用

- ❶コミュニティバス「B-ぐる」、電車等の公共交通機関の利用
- ❷徒歩または自転車の利用
- ❸自転車での通勤や移動を促すための、駐輪場の確保
- ❹エコドライブの実践
- ❺次世代自動車*への買替え
- ❻充電インフラ整備への協力

3-2 環境に配慮したまちづくり

開発時等におけるエネルギーの面的利用の検討及び敷地内の緑化

- ❶エネルギーの面的利用（地区・街区レベルの複数の建物間でのエネルギー融通）の検討
- ❷建物の省エネルギー化（ZEB*化、断熱化等）
- ❸建築物の省エネルギーに関する情報収集、理解、普及啓発
- ❹再開発等における先進的な設備や再エネ導入等による脱炭素化の推進
- ❺敷地内の緑化やみどりのカーテン*の育成



4 循環型社会の形成

ごみの発生抑制により、焼却等の処理過程から発生する二酸化炭素の排出を抑制する必要があります。また、資源の有効利用は天然資源の使用抑制につながるため、製品の製造や輸送過程から発生する二酸化炭素の削減にもつながります。

区においては、区民・団体、事業者への周知・啓発を行い、家庭や事業所からのごみの発生抑制、排出量の削減と、資源の再利用により、効率的な資源利用を促進します。

区民・団体、事業者はそれぞれ、日常生活や事業活動から出るごみの削減と資源の有効利用に取り組むことが必要です。

4-1 家庭系ごみの3R



日常生活におけるごみの削減や分別等、家庭から出るごみの発生抑制、資源の再使用、再資源化を行うことが必要です。

4-2 事業系ごみの3R



事業活動におけるごみの削減や分別等、事業所から出るごみの発生抑制、資源の再使用、再資源化を促進することが必要です。

各主体のアクションプラン

黄色の網掛けは予算編成時に区の重点施策に位置付けられた事業です。

■ 区

4-1 家庭系ごみの3R

生ごみの減量や食品ロス削減、家庭から出る不用品のリユースの促進及び区民等によるリサイクルの取組支援

- 家庭系ごみにおけるリデュースの推進（Bunkyo ごみダイエット通信の発行、児童向けパンフレットの作成・配布、各種イベントでの普及啓発等）
- 生ごみ減量活動の推進（生ごみ減量講座、エコ・クッキング*※教室の実施、生ごみ処理機等購入費補助等）

* 「エコ・クッキング」は、東京ガス（株）の登録商標です。

- プラスチックごみ削減に向けた取組（レジ袋削減・マイボトル持参の推進や代替できる再生可能資源に関する普及啓発、脱プラスチック製容器等購入費補助等）

- 食品ロス削減に向けた取組（ぶんきょう食べきり協力店、フードドライブ（家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付するボランティア活動）及び自宅訪問受取サービス、区民向け啓発講座の開催等、フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」等）

- 家庭系ごみにおけるリユースの推進（フリーマーケット・子ども服無料頒布会の開催、リサイクルショップの情報提供、地域の情報サイト「ジモティー」の活用等）
- 集団回収の拡充（実践団体・回収業者への支援、バス見学会の開催等）
- 資源回収の拡充（拠点回収拡充の検討、資源の持ち去り対策、雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発、粗大ごみの資源化、不燃ごみの資源化の検討等）
- プラスチックの分別回収の実施

4-2 事業系ごみの3R

ごみ排出に関する事業者への指導や自己処理の促進等の働きかけ及び区有施設における率先的なごみの削減

- 大規模・中規模事業所の3R*推進（所有者への指導、廃棄物管理責任者講習会の実施、再生品利用の働きかけ等）
- 小規模事業所の3R*推進（R サークルオフィス文京（文京区リサイクル事業協同組合が、区の収集よりも安価な処理料金で小規模の事業所から排出される資源を回収するシステム）の普及、産業別リサイクルの支援等）
- 事業系ごみの自己処理の促進（集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討、一般廃棄物処理業者との情報提供、許可・指導事務等）
- 区の率先した取組の推進（職員の意識向上、課内不用品の有効活用、区有施設や公共工事における再生品の積極的な利用、プラスチック廃棄物の排出抑制等）
- フードシェアリングサービスの提供

【周知・啓発】

区が行うさまざまなイベントや講座等におけるごみの発生抑制、再使用、リサイクル等の啓発による区民、事業者へのごみ削減の促進

- 区報・ホームページ・SNS*・CATV・チラシによる情報発信
- 文京エコ・リサイクルフェア等の各種イベントの開催
- エコ先生の特別授業、リサイクル推進センター養成講座、生ごみ減量講座等の3R*推進学習の機会の提供
- リサイクル推進協力店の登録
- 事業者の先進的な3R*の取組事例の紹介
- チヤットボットによる「ごみ分別案内サービス」
- 機器使用時のフロン類漏洩防止、ノンフロン機器の導入、機器の廃棄時の放出防止に係る普及啓発

■区民・団体

4-1 家庭系ごみの3R

家庭から出る生ごみの削減、資源回収への協力及び各種イベント・講座等への参加

- 食品ロスの削減（買物前に在庫確認、食べられる期限の定期的な確認、食べられる量だけ盛り付ける等）
- フードドライブの活用

- 皮や茎も捨てずに調理する等、エコなクッキングの取組、生ごみ処理機等の導入
- 生ごみの水切り行動の実施
- プラスチックの分別回収の実施
- 生活品や食品の再活用（ステージ・エコ（フリーマーケット）やリサイクルショップ、フードバンク*の活用）
- ごみの分別の徹底や適正排出の実施
- 資源回収への協力
- エコ先生の特別授業、リサイクル推進センター養成講座、生ごみ減量講座等の環境学習講座への参加
- 文京エコ・リサイクルフェア等の各種イベントへの参加

■事業者

4-2 事業系ごみの 3R

各種講習会等への参加等、事業活動における 3R*及び適正処理

- 廃棄物管理責任者講習会への参加
- 再利用計画書の作成・提出
- R サークルオフィス文京への参加
- 生ごみ減量化や生ごみリサイクルの実施
- レジ袋削減、マイボトル推進、脱プラスチック製容器利用などのプラスチックごみ削減に向けた取組の実施
- フードシェアリングサービスの活用
- 再生品の利用
- ごみの分別の徹底
- 有害廃棄物や産業廃棄物等の適正処理の実施
- フロン類の漏洩・放出防止、ノンフロン機器の導入
- 資源回収への協力



5 気候変動の影響への適応

集中豪雨や猛暑日、大型台風等の極端な気象現象等、気候変動は区民生活や都市生活、生態系等へさまざまな影響を及ぼしており、これらに適切に対応していく必要があります。

区においては、今後も国や東京都の動向等の情報収集をしながら、自然災害対策、暑さ対策等、区内で想定される気候変動の影響に関する対策と、区民等への情報提供・注意喚起を行います。

区民・団体、事業者は、気候変動の影響についての理解を深め、熱中症予防等、身の回りで行うことができる対策を進めるとともに、今後起こりうる自然災害等への備えを進めていくことが必要です。

5-1 自然災害対策



今後起こりうる大規模自然災害に対する備えを進めるため、浸水や崖崩れの被害の防止・軽減策等の防災対策を行います。区民・団体、事業者に対しては、防災に関する情報収集や災害時の自助・共助を促します。

5-2 健康被害に関する対策



暑熱による死亡リスクや、感染症を媒介する蚊の生息域の拡大等について理解し、適切な対応をしていく必要があります。

5-3 暑熱対策



街なかの暑さを緩和するため、緑化等の暑熱対策を行います。また、木陰や日陰を歩き、日傘の活用により受熱量や産熱量を減らすほか、クールビズスタイルにして放熱量を増やす等、暑熱ストレスを減らす工夫することが重要です。

5-4 自然生態系に関する対策



気温上昇により、生物分布や花の開花時期の変化等の影響が生じています。これらの変化をモニタリングし、区における影響を把握しながら、今後の適切な対応について検討し、自然生態系に関する対策に取り組んでいくことが重要です。

各主体のアクションプラン

黄色の網掛けは予算編成時に区の重点施策に位置付けられた事業です。

■区

5-1 自然災害対策

道路の治水対策等の推進、ハザードマップの周知や避難誘導対策及び災害対応の体制整備等による区民

等の安全・安心確保

<道路の治水対策等>

- 水害・土砂災害ハザードマップの作成・公表
- 道路における治水対策（雨水浸透ますの整備及び清掃、透水性舗装の整備及び機能回復等）
- 水害用土のうの備蓄及び配付
- 雨水貯留槽設置等の検討
- 雨水流出抑制施設の設置に関する指導
- 崖等整備資金助成事業
- 下水道局との工事等の連携

<避難誘導対策等>

- 避難所機能の拡充検討
- 防災対策の充実・強化に向けた備蓄物資の整備
- 区民防災組織の育成（区民防災組織等の活動助成、備蓄品購入費助成等）
- 地域防災訓練等の実施（各種防災訓練等の支援等）
- 避難行動要支援者の支援（要支援者名簿や避難支援計画の作成等）

<災害対応の体制整備等>

- 災害協定の拡充
- 災害時に設置するボランティアセンターの体制整備支援
- 情報収集体制・情報発信の強化
- 防災アドバイザー派遣事業の推進
- 大規模緑地の機能維持
- 事業の継続性確保の支援
- 次世代自動車*の活用による災害時の電源確保の検討
- 災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物処理体制と生活環境の保全および公衆衛生の確保

<その他>

- 無電柱化の推進
- 特定空家等に対する措置及びその他の空家等への対処

5-2 健康被害に関する対策

気候変動による熱中症発症数の増加や感染症の発症の可能性等について、区民等への情報提供

- 热中症予防に関する区報・ホームページによる情報発信
- 热中症予防に関する子どもへの普及啓発
- 热中症予防に関する高齢者への普及啓発
- 各種イベント時における熱中症予防対策の実施
- 幼稚園、小中学校等での熱中症予防対策の実施
- クールシェア*スポットの提供
- 指定暑熱避難施設の整備・検討

- 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの情報発信
- 予防接種事業の実施
- 感染症を媒介する蚊等衛生害虫の防除対策の実施
- 大気汚染の動向把握及び東京都環境確保条例に基づく規制指導

5-3 暑熱対策

街なかのみどりの確保、遮熱性舗装*等の推進、打ち水用品の貸出、クールシェア*スポット・クーリングシェルターの提供及び利用促進等による暑さ対策

- 打ち水用品の貸出
- 遮熱性舗装*の実施
- 街路樹・植樹帯の保全
- 保護樹木・樹林の制度による樹木の維持管理支援
- 文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導
- 生垣造成補助、屋上等緑化補助
- ポケットパーク・グリーンスポットの整備
- クールシェア*スポットの提供
- 大規模緑地の機能維持
- 住宅における暑さ対策の推進

5-4 自然生態系に関する対策

気候変動による生態系への影響や、外来種の侵入・定着等の影響に関する情報収集及び対応策検討

- 身近な場所に生きものを呼べる緑化の推進・誘導
- 生物多様性に配慮した公園づくり及びその活用の推進
- 民間開発等における緑の創出
- 街路樹・植樹帯の保全
- 保護樹木・樹林の制度による樹木の維持管理支援
- 文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導
- 生垣造成補助、屋上等緑化補助
- 神田川水系水質監視連絡協議会における神田川の水質監視
- 外来種等の侵入・拡散防止及び駆除
- 定期的な動植物調査の実施検討
- 文の京生きもの写真館・生きもの図鑑での区内動植物の情報発信
- 自然散策会、山村体験交流事業等の自然に触れ合う機会の提供

【周知・啓発】

気候変動による多種多様な影響に関する、区民・団体、事業者への情報提供

- 区報・ホームページ・SNS*・CATV・チラシによる情報発信
- 文京版クールアース・デー*における身近な取組の情報発信
- クールアースフェア等の気候変動対策に関する各種イベントの開催

- 親子環境教室、環境ライフ講座等の環境学習の機会の提供及び人材の育成・活用
- 国・東京都・関係機関等の関連情報提供
- 区報や区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ等の多種多様な媒体を活用した防災意識の啓発

■区民・団体

5-1 自然災害対策

ハザードマップ等による危険箇所の確認及び災害発生時の適切な対応に関する情報収集

- 水害・土砂災害ハザードマップの確認
- 区報や区ホームページ、SNS*、防災ポータル、防災アプリ等による災害情報の収集
- 防災訓練への参加
- 災害発生時の対処法の理解

5-2 健康被害に関する対策

熱中症・感染症についての正しい理解及び予防対策

- 热中症・感染症の原因と予防に関する情報収集
- 热中症・感染症の予防対策
- 热中症・感染症の発生時における対処法の理解

5-3 暑熱対策

街なかでの暑熱ストレスを減らす工夫及び敷地内の緑化等による暑さ対策

- 暑熱ストレスを減らす工夫等による街なかでの暑さ対策（帽子の着用、日傘の活用など）
- 国等による暑さ対策の情報収集
- 敷地内の緑化やみどりのカーテン*の育成
- 打ち水の実施

5-4 自然生態系に関する対策

自然と触れ合う講座等への参加、認証品の活用や敷地内の緑化等による生物多様性への配慮

- 区ホームページ等による区内動植物情報の確認
- 自然観察会や自然に関わる講座等、自然と触れ合う機会の提供、参加
- 外来種の影響や取扱いへの理解
- 認証品（森林認証、漁業認証等）の活用
- 敷地内の緑化
- 地域における緑化推進活動

■事業者

5-1 自然災害対策

災害発生時の適切な対処についての理解及び非常時における電源確保等の検討

- 灾害発生時の対処法の理解
- 灾害協定の締結
- 再生可能エネルギー*と蓄電池*等の導入、次世代自動車*の活用による非常時の電源確保
- 防災アドバイザーの活用など事業の継続性確保に係る検討

5-2 健康被害に関する対策

熱中症・感染症についての正しい理解及び職場や主催イベント等における予防対策

- 热中症・感染症の原因と予防に関する情報収集
- 職場における熱中症・感染症の予防対策
- 热中症・感染症の発生時における対処法の理解
- 主催イベント等での熱中症対策

5-3 暑熱対策

街なかでの暑熱ストレスを減らす工夫及び暑熱対応設備の設置等の暑さ対策

- 暑熱ストレスを減らす工夫等による街なかでの暑さ対策
- 国等による暑さ対策の情報収集
- 敷地内の緑化やみどりのカーテン*の育成
- 打ち水の実施
- 微細ミスト、ひさし等の暑熱対応設備の設置、クールスポットの創出

5-4 自然生態系に関する対策

事業活動の投融資等における生物多様性への配慮及び認証品の活用や敷地内の緑化

- 区ホームページ等による区内動植物情報の確認
- 自然観察会や自然に関わる講座等、自然と触れ合う機会の提供、参加
- 外来種の影響や取扱いへの理解
- 投融資における生物多様性への配慮の確認
- 認証品の活用
- 敷地内の緑化
- 開発等における緑の創出
- 地域における緑化推進活動



第6章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画は、区民・団体、事業者、区による取組のもとで推進します。

計画の着実な推進のため、文京区地球温暖化対策地域推進協議会を中心に、各種取組の推進と進行管理を行います。

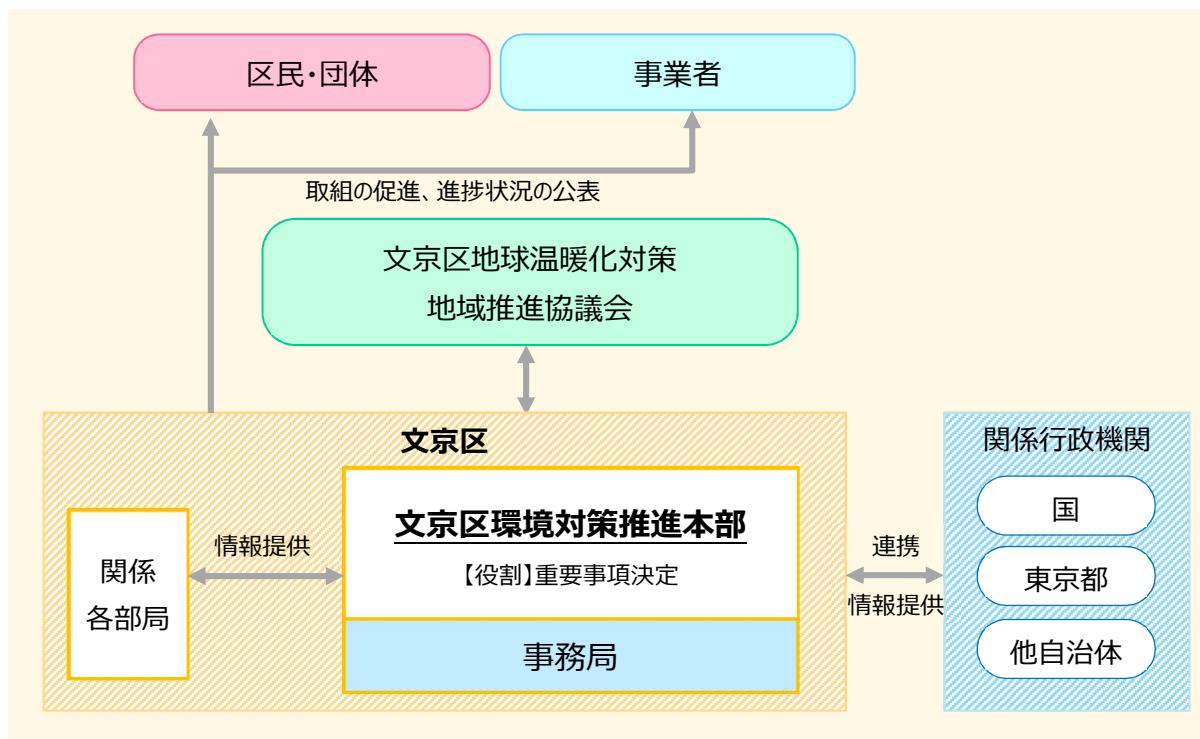


図 14 推進体制のイメージ



2 計画の進行管理

(1) 進行管理の基本的な考え方

本計画で掲げる目標を達成するためには、区民・団体、事業者、区のそれぞれが協働してアクションプラン*を実施していくことが必要です。そのため、本計画では、「PDCA サイクル」に基づく進行管理を行い、計画の推進と継続的な改善を図ります。また、進行管理指標を設定し、アクションプラン*の実施状況や対策効果を把握とともに、それらの評価結果に基づき、アクションプラン*の見直しを継続的に行います。

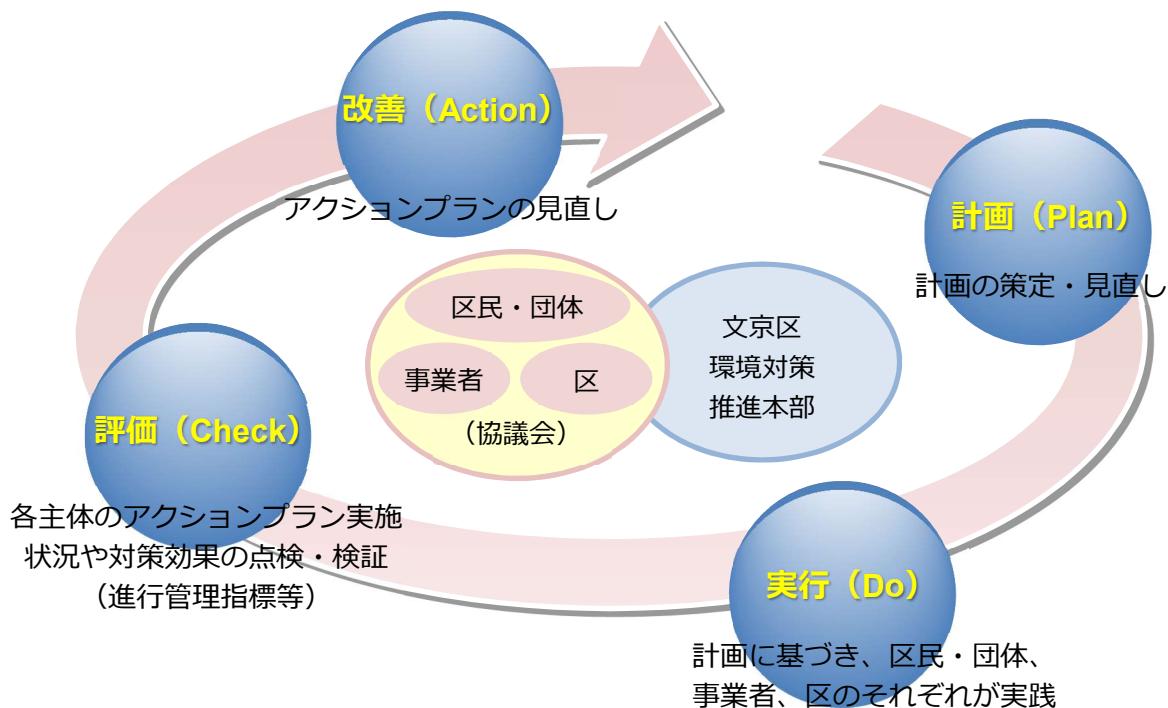


図 15 進行管理の基本的な考え方のイメージ



(2) 進行管理指標の設定

本計画の進行管理にあたり、長期的にモニタリングしていく指標を設定し、アクションプラン*の進捗状況を把握していきます。

表 12 進行管理指標

分野	指標	現状 (2023 年度)	将来の目安 (2030 年度)
1 省エネルギーの推進	地球温暖化に対する意識向上率（区民）	88%	100%
	地球温暖化に関する意識向上率（事業者）	87%	100%
	区民 1 人当たり電力消費量	2.22MWh/年 (2021 年度値)	2.13MWh/年
	庁内 CO ₂ 実排出量 (床面積:100m ² 当たり)	2.46 t-CO ₂	● ● t-CO ₂
2 再生可能エネルギー等の利用促進	太陽光パネル共同購入による導入量	10kW	130kW
3 スマートシティの推進	コミュニティバス利用者数	1,092,942 人	現状より増加
	自転車シェアリング*利用回数	778,435 回	現状より増加
	緑被地面積	215.9ha	214.5ha
4 循環型社会の形成	区民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物総排出量* ¹	847g/人・日	747g/人・日
	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ総排出量* ¹	333g/人・日	269g/人・日
5 気候変動の影響への適応	地域防災力（活動助成）	61 件	現状より増加
	透水性舗装路線数	6 路線	現状より増加
	雨水浸透枠数	7 個	現状より増加
	熱中症救急搬送人員数	103 名	現状より減少

*1 : 「文京区一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月策定）」に基づく数値とし、基準年度を 2019 年度とします。

